長崎市の人口

平成 12 年 国勢調査結果

長 崎 市

平成12年 国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成12年国勢調査はその17回目に当たる。

なお、昭和19年、20年、21年及び23年に国勢調査ではないが、全国的規模での人口調査が実施されている。

これらを列挙すると、次のとおりである。

| | 調査の名称 | 調査の時期 |
|-------|-----------------|---------------|
| 第 1 回 | 大正 9 年国勢調査 | 大正 9 年10月 1 日 |
| 2 | 大正14年 国勢調査 | 大正14年10月1日 |
| 3 | 昭和 5 年国勢調査 | 昭和 5 年10月1日 |
| 4 | 昭和10年国勢調査 | 昭和10年10月1日 |
| 5 | 昭和15年国勢調査 | 昭和15年10月1日 |
| | (昭和19年人口調査 | 昭和19年2月22日) |
| | (昭和20年人口調査 | 昭和20年11月1日) |
| | (昭和21年人口調査 | 昭和21年4月26日) |
| 6 | 昭和 2 2 年 臨時国勢調査 | 昭和22年10月1日 |
| | (昭和23年常住人口調査 | 昭和23年8月1日) |
| 7 | 昭和25年国勢調査 | 昭和25年10月1日 |
| 8 | 昭和30年国勢調査 | 昭和30年10月1日 |
| 9 | 昭和 3 5 年 国勢調査 | 昭和35年10月1日 |
| 10 | 昭和40年国勢調査 | 昭和40年10月1日 |
| 11 | 昭和45年国勢調査 | 昭和45年10月1日 |
| 12 | 昭和50年国勢調査 | 昭和50年10月1日 |
| 13 | 昭和55年国勢調査 | 昭和55年10月1日 |
| 14 | 昭和60年国勢調査 | 昭和60年10月1日 |
| 15 | 平成 2 年国勢調査 | 平成 2 年10月 1 日 |
| 16 | 平成 7 年国勢調査 | 平成 7 年10月 1 日 |
| 17 | 平成 1 2 年 国勢調査 | 平成12年10月1日 |
| | | |

明治35年12月1日、「国勢調査二関スル法律」(明治35年法律第49号)が制定され、同法に基づく第1回国勢調査は大正9年に実施された。この法律では国勢調査は10年周期で行うこととされていたが、大正11年の法改正によって、10年周期からその中間年に簡易な調査を行うこととする5年周期に改められた。

戦前の各回国勢調査は大正9年、昭和5年、15年に大規模調査が、その中間の大正14年、

昭和10年に簡易調査が実施された。なお、昭和20年は簡易調査の実施年に当たっていたが、戦争の影響で実施されなかった。

昭和22年3月26日、「統計法」(昭和22年法律第18号)が制定され、特に国勢調査については、「国勢調査二関スル法律」の規定を引き継いで、その実施を定めている。また、統計法は新たに「指定統計」の制度を設けたが、国勢調査は昭和22年5月2日内閣告示第21号によって「指定統計第1号」に指定された。この統計法に基づいて昭和22年臨時国勢調査が実施された。統計法では調査周期を5年と定めていたが昭和25年国勢調査の後、昭和29年にその周期を10年に改めるとともに、その中間年に簡易な方法による調査を行うこととなり、これによって昭和30年国勢調査は簡易調査として実施された。以後、昭和35年、45年、55年、平成2年及び今回の平成12年に大規模調査が、その中間の昭和40年、50年、60年及び平成7年に簡易調査が実施された。

大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は 大規模調査の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の 経済的属性であり、簡易調査の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。

戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査の調査事項は人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

調査の時期

平成12年国勢調査は、平成12年10月1日午前零時(以下「調査時」という。)現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成12年国勢調査は、統計法(昭和22年法律第18号)第4条第2項ただし書きの規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令 (昭和55年政令第98号)

国勢調査施行規則 (昭和55年総理府令第21号)

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令 (昭和59年総理府令第24号)

調査の地域

平成12年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡五箇村にある竹島

調査の対象

平成12年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれに次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその 場所で調査した。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専 修学校又は第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、 下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は診療所、 それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する 者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
 - なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出航し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者 並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦 人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調查事項

平成12年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

(世帯員に関する事項)

氏 名 男女の別 出生の年月 世帯主との続柄 配偶の関係

国 籍 現在住居における居住期間 5年前の住居の所在地

在学、卒業等教育の状況 就業状態 就業時間

所属の事業所の名称及び事業の種類 仕事の種類 従業上の地位

従業地又は通学地 従業地又は通学地までの利用交通手段

(世帯に関する事項)

世帯の種類 世帯員の数 家計の収入の種類 住居の種類

住宅の床面積 住宅の建て方

調査の方法

平成12年国勢調査は、総務庁(統計局・統計センター) 都道府県 市区町村 国勢調査指導員 国勢調査員の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、平成12年国勢調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。 調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるよう設定され、その数は約94万である。

なお、調査区は、平成2年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を 基に構成されている。

平成12年国勢調査は、総務庁長官により任命された約83万人の国勢調査員が調査票を世帯 ごとに配布し、取集する方法により行った。また、調査票は、調査の事項について世帯が記入し た。

なお、調査に用いられた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りができるもので、1 枚に4名分記入できる連記票である。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、 国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、 その近隣の者に質問することにより調査した。